

住宅宿泊事業の実績報告をしてください

住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業法 14 条の規定により、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の15日までに前2か月分の実績を県に報告する必要があります。

【報告内容】

① 宿泊させた日数

(例) 6月1日 17時にチェックインし、5日の10時にチェックアウトした場合は「4日」

② 宿泊した人の数

…届出住宅に宿泊した実際の人数を該当期間で足し合わせた数

※同一人物が連続して宿泊した場合は、1人とカウント

※同一人物が連続ではなく、複数に分けて宿泊した場合はそれぞれ1人とカウント

(例) 3人が2泊3日で利用(3人)、5人が6泊7日で利用(5人)した場合は「8人」

(例) 同一人物が同じ届出住宅を6月に2泊利用、7月に3泊利用した場合は「2人」

③ 延べ宿泊者数

…各日の全宿泊者数を該当期間で足し合わせた数

(例) 3人が2泊3日で利用(6人)、5人が6泊7日で利用(30人)した場合は「36人」

④ 国籍別の宿泊者数

…日本国内に住所を有しない宿泊者の国籍の内訳

【報告方法】

次のいずれかの方法で報告してください。

① 民泊制度運営システムから報告

右のQRコードからログインして報告ください。

② 電子メールで報告

(送付先) E-mail : ngt040250@pref.niigata.lg.jp

③ 紙で報告

(様式) 裏面のとおり

(送付先) 郵送 : 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県福祉保健部生活衛生課 営業・水道係あて

FAX : 025-287-6757

民泊制度運営システム



【注意事項】

- ・ 実績がない場合でも、報告が必要です。
- ・ 廃業した場合は、廃業日までの実績報告を添えて届出する必要があります。
- ・ 実績報告を行わない事業者は、法第76条に基づく罰則(30万円以下の罰金)の対象となる可能性があります。

問合せ先

新潟県福祉保健部生活衛生課 (TEL 025-280-5208)

または担当保健所へ (連絡先はこちら) →



－住宅宿泊事業に係る定期報告－

年 月 日

都道府県知事 殿

事業者名

住宅宿泊事業法第14条に基づく、前2月の届出住宅に人を宿泊させた日数等について、次のとおり報告します。

事業者名			
届出番号		第M号	
定期報告の期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
宿泊日数（届出住宅に実際に人を宿泊させた日数を足し合わせた数）		日	
宿泊者数（届出住宅に宿泊した実際の人数を足し合わせた数）		人	
国籍（出身地）別の宿泊者数の内訳		日本（日本国内に住所を有する者）	人
		韓国	人
		台湾	人
		香港	人
		中国	人
		タイ	人
		シンガポール	人
		マレーシア	人
		インドネシア	人
		フィリピン	人
		ベトナム	人
		インド	人
		英国	人
		ドイツ	人
		フランス	人
		イタリア	人
		スペイン	人
		ロシア	人
		米国	人
		カナダ	人
		オーストラリア	人
		その他 ※具体的に示すこと	人
	人		
	人		
	人		
	人		
	人		
延べ宿泊者数（各日の全宿泊者数を足し合わせた数）		人	

※子どもや乳幼児も1人としてカウントすること。